

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 8 日

会 員 各 位

青森県医師会新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症に係る各種文書の送付について
(第 1 2 報)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、日本医師会より、厚生労働省が取りまとめた「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(その 1 1) 及び (その 1 2) について周知依頼がございましたので送付いたします。

また、日本医師会では、今般、新型コロナウイルス感染症関連動画を制作したとのことですが、医療機関の待合室等でご活用いただける内容(医療従事者への風評被害に関する国民へのメッセージ動画)となっており、メンバーズルーム内 (<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/dlcorona.html>) からダウンロードすることができます。さらに、感染防護具の脱着手順に関する動画も日本医師会ホームページに掲載しているとのことで、併せてご確認いただければ幸いです。

記

- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 1 1) (令和 2 年 4 月 1 4 日)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 1 2) (令和 2 年 4 月 2 0 日)
- ・新型コロナウイルス感染症関連動画「医療従事者への風評被害支援」の配信について (令和 2 年 4 月 1 7 日)
- ・感染防護具の脱着手順に関する動画の公開について (令和 2 年 4 月 2 1 日)

以上

青森県医師会新型コロナウイルス感染症対策室
【担当】青森県医師会業務課(加藤、藤田、柿崎)
030-0801 青森市新町 2-8-21
TEL : 017-723-1911 FAX : 017-773-3273

(保 17)

令和2年4月14日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その11)

今般、新型コロナウイルス感染症に係る保険医療機関の診療報酬上の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応として、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その11)

(令 2.4.14 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和2年4月14日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その11）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、診療報酬上の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. オンライン診療料に係る施設基準の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、オンライン診療料の基準のうち、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第三の八の二(1)ロに規定する、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件については、新型コロナウイルスの感染が拡大している間に限り適用しないこととする。

2. その他の診療報酬の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的な対応として、別添のとおりとする。

以上

(別添)

問1 新型コロナウイルスの感染が拡大している間、これまでオンライン診療料の届出を行っていない医療機関において新規にオンライン診療料を算定する場合、オンライン診療料の施設基準に係る届出は必要か。

(答) 必要。ただし、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、基本診療料の施設基準等第三の八の二(1)ロに規定する施設基準のうち、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件については、適用しないこととすること。

問2 新型コロナウイルス感染が拡大している間、既にオンライン診療料の届出を行っている医療機関において、基本診療料の施設基準等第三の八の二(1)ロに規定する1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件を満たさなくなった場合、オンライン診療料の変更の届出は必要か。

(答) 不要。ただし、当該要件以外の要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出を取り下げること。

問3 令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」において、必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリアージ実施料を算定できるとされているが、その際に講じることとされている「必要な感染予防策」とはどのようなものか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とすること。
なお、その診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

問4 令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」において、必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリアージ実施料を算定できるとされているが、その際、院内トリアージ実施料の施設基準に係る届出は必要か。

(答) 新型コロナウイルス感染症であることを疑われる患者に対してのみ院内トリアージ実施料を算定する保険医療機関については、不要。

問5 治療のため現に通院している患者であって、新型コロナウイルス感染症を疑う症状で受診したものについて、必要な感染予防策を講じた上で、当該患者の診療を行ったときには、再診料等を算定した場合であっても、院内トリアージ実施料を算定できるか。

(答) 算定できる。

問6 令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」において、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療に当たっては、二類感染症患者入院診療加算を算定できるとされているが、その際に講じることとされている「必要な感染予防策」とはどのようなものか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とすること。

問7 保険医療機関において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合等の要件を満たさなくなった場合について、入院料に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。

(答) 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等の前にこれらの施設基準を満たしていた保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合等の要件を満たさなくなった場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。

問8 精神科訪問看護基本療養費を算定する訪問看護ステーションの届出基準の1つに、「国、都道府県又は医療関係団体等が主催する精神科訪問看護に関する研修」があるが、当該研修は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合研修ではなくeラーニング等のWEB配信による受講でも該当する研修として認められるのか。

(答) 国、都道府県又は医療関係団体等が実施し、必要な内容が網羅されたものであれば、認められる。

問9 区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査の「2」結果説明時については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）において、「「2」結果説明時については、「1」検体提出時で得た包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するための多職種（がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等）による検討会（エキスパートパネル）での検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明する場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。」とあるが、来院による新型コロナウイルスへの感染の危険性や当該患者の疾患の状態等を考慮した上で治療上必要と判断した場合に限り、電話や情報通信機器を用いて結果を説明しても算定できるか。

（答）算定できる。ただし、治療方針等について記載した文書を後日患者に渡すこと。

問10 区分番号「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査の「2」結果説明時については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、エキスパートパネルの開催については「やむを得ない場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて参加することで出席とみなすことができる。」とされているが、書面などでの参加は可能か。

（答）リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて参加することが望ましいが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じるに当たり、情報通信機器などでリアルタイムの参加が困難となる場合に限り書面での参加も可能とする。

(保 23)

令和2年4月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その12)

今般、特に中等症・重症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に資するよう、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その12)

(令 2.4.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）

今般の、地域における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、手厚い診療を必要とする重症・中等症の患者が増加することや、医療従事者への感染リスクを伴う診療による医療従事者の身体的・心理的負担が増大していることから、医療体制の確保のためにも、医療従事者への処遇に配慮する必要がある。

このような観点から、特に重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応可能な医療体制の構築に向けて、重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者の診療及び医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る臨時的な診療報酬の取扱い等について、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療について

重症の新型コロナウイルス感染症患者に対しては、体外式心肺補助（ECMO）や人工呼吸器による管理（持続陽圧呼吸法（CPAP）等を含む。）等、呼吸不全をはじめとした多臓器不全に対する管理（以下「人工呼吸器管理等」という。）を要することを踏まえ、それらの診療の評価として、救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料（以下「特定集中治療室管理料等」という。）を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、別表1に示す点数を算定できることとすること。

また、新型コロナウイルス感染症患者のうち、次の状態の患者については、それぞれ次の日数を上限として、特定集中治療室管理料等を算定できることとすること。

- (1) 急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者 21日
- (2) 体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者 35日

2. 患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療について

新型コロナウイルス感染症患者の重症化や、他の患者及び医療従事者への感染拡大を防ぐための管理の評価として、中等症以上（酸素吸入が必要な状態）の新型コロナウイルス感染症患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）については、14日を限度として1日につき救急医療管理加算1の100分の200に相当する点数（1,900点）を算定できることとすること。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対する、医療従事者の感染リスクを伴う診療に係る評価として、看護配置に応じて、1日につき別表2に示す二類感染症患者入院診療加算に相当する点数を算定できることとすること。

なお、いずれについても、届出は不要とすること。

3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴い必要な手続き等への柔軟な対応について

新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料に係る簡易な報告（※）を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとすること。

※ 当該運用の開始に当たっては、運用開始の日付及び人員配置等について、各地方厚生（支）局に報告すること。

また、救命救急入院料について、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該保険医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長通知）第1章第2部第3節A300（3）の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できることとすること。

なお、これらの入院料の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等に伴う特例的な対応であることを踏まえ、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について十分に説明するとともに、当該入院料を算定する病棟に入院した理由等を記録し、保管しておくこと。

4. その他の診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

以上

(別表 1)

救命救急入院料、特定集中治療室管理料又はハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、次に示す点数を算定できることとする。

項目		点数	
A300 救命救急入院料	救命救急入院料 1	イ 3日以内の期間	20,446 点
		ロ 4日以上7日以内の期間	18,500 点
		ハ 8日以上14日以内の期間	15,794 点
	救命救急入院料 2	イ 3日以内の期間	23,604 点
		ロ 4日以上7日以内の期間	21,372 点
		ハ 8日以上14日以内の期間	18,742 点
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	20,446 点
		(2) 4日以上7日以内の期間	18,500 点
		(3) 8日以上14日以内の期間	15,794 点
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	(1) 3日以内の期間	23,604 点
		(2) 4日以上7日以内の期間	21,372 点
		(3) 8日以上14日以内の期間	18,742 点
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 1	イ 7日以内の期間	28,422 点
		ロ 8日以上14日以内の期間	25,266 点
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	28,422 点
		(2) 8日以上14日以内の期間	25,266 点
	特定集中治療室管理料 3	イ 7日以内の期間	19,394 点
		ロ 8日以上14日以内の期間	16,236 点
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	(1) 7日以内の期間	19,394 点
		(2) 8日以上14日以内の期間	16,236 点
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	13,710 点	
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	8,448 点	

(別表 2)

次の入院料を算定する病棟に入院する新型コロナウイルス感染症患者については、看護配置に応じて、以下の点数を算定できることとする。

項目		点数	(参考)施設基準 において求める 看護配置
A300 救命救急入院料	救命救急入院料 1	500 点	4 対 1
	救命救急入院料 2	1,000 点	2 対 1
	救命救急入院料 3 イ 救命救急入院料	500 点	4 対 1
	救命救急入院料 4 イ 救命救急入院料	1,000 点	2 対 1
A301 特定集中治療室管 理料	特定集中治療室管理料 1	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 2 イ 特定集中治療室管理料	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 3	1,000 点	2 対 1
	特定集中治療室管理料 4 イ 特定集中治療室管理料	1,000 点	2 対 1
A301-2 ハイケアユニッ ト入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1	500 点	4 対 1
	ハイケアユニット入院医療管理料 2	500 点	5 対 1

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされているが、具体的な報告事項は何か。また、報告に当たり、用いるべき様式はあるか。

(答) 救命救急入院料及び特定集中治療室管理料については、別紙1を参照のこと。また、ハイケアユニット入院医療管理料については、別紙2を参照のこと。

なお、手続きに要する時間の短縮等の観点から、原則として別紙1及び別紙2の様式を用いて報告することが望ましい。

問2 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等のために特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟について、簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定できるとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

(答) 具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- ・ 報告に用いた書類（別紙1、別紙2等の様式）
- ・ 配置職員の勤務実績

なお、保管の方法については問わない。

問3 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病棟に入院できない場合には、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長通知）第1章第2部第3節A300(3)の規定にかかわらず、患者の同意を得た上で、救命救急入院料を算定できるとされているが、その際、記録及び保管しておくべき事項及び保管の方法等はどのようにすればよいか。

(答) 具体的には、以下の事項について、記録及び保管しておくこと。

- ・ 本来入院すべき病棟の種別
- ・ 本来入院すべき病棟に入院できない理由及びその期間
例：当該病棟において、○月○日から新型コロナウイルス感染症患者を受入れているため、○月○日以降は新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を入院させていない。 等
- ・ 当該病棟と同等の人員配置とした病棟に入院する必要性

なお、保管の方法については問わないが、当該患者の診療録等と併せて閲覧できる状態で保管していること。

※網掛け部分及び報告する入院料と関連しない事項は記載不要。

(別紙1)

様式 42

報告

[] の施設基準に係る届出書添付書類

当該治療室 の従事者	専 任 医 師		日 勤 名 当 直 名 其 他 名	
	当該病院に勤務する麻酔医		名	
	看 護 師		日 勤 名 準 夜 勤 名 其 他 名	
当該治療室 の概要	病床面積	病床数	1床当たりの床面積	1日平均取扱患者数
	平方メートル	床	平方メートル	名
バイオクリーンルームの概要、機器の名称・形式、空気清浄度等				
装置・器具	配 置 場 所		装置・器具の名称・台数等	
	治療室内	病院内		
救急蘇生装置	<input type="checkbox"/>			
除細動器	<input type="checkbox"/>			
ペースメーカー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
心電計	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
ポータブルエックス線撮影装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
呼吸循環監視装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
人工呼吸装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
経皮的酸素分圧監視装置又は経皮的動脈血酸素飽和度測定装置	<input type="checkbox"/>			
酸素濃度測定装置	<input type="checkbox"/>			
光線療法器	<input type="checkbox"/>			
微量輸液装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
超音波診断装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
心電図モニター装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
自家発電装置		<input type="checkbox"/>		
電解質定量検査装置		<input type="checkbox"/>		
血液ガス分析装置		<input type="checkbox"/>		
救命救急センターに係る事項（該当するものに○をすること。複数該当の場合はいずれにも○をすること。）				
1 高度救命救急センターである。 2 充実段階がSである。 3 充実段階がAである。 4 充実段階がBである。 5 新規開設のため、充実度評価を受けていない。				
救命救急入院料3、救命救急入院料4及び特定集中治療室管理料2に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）				
() 当該保険医療機関内に、当該保険医療機関に広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師が勤務している。 (再掲) 広範囲熱傷特定集中治療を担当する常勤の医師数 名				

小児加算に係る事項（小児加算の施設基準に該当する場合○をすること。）

() 当該保険医療機関内に、専任の小児科医が常時配置されている。 (再掲) 専任の小児科医師数 名

特定集中治療室管理料 1 又は 2 に係る事項（施設基準に該当する場合○をすること。）

() 特定集中治療の経験を 5 年以上有する医師を 2 名以上含むこと。 (再掲) 経験を有する医師数 名

() 集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験を 5 年以上有し、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の看護師が配置されている。 (□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

氏 名	勤務時間	経験年数	研 修
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□
	週 時間	年	□

() 当該保険医療機関内に、専任の臨床工学技士が常時配置されている。 専任の臨床工学技士数 名

【記載上の注意】

- [] 内には、届出事項の名称（救命救急入院料 1、救命救急入院料 2、救命救急入院料 3、救命救急入院料 4、特定集中治療室管理料 1、特定集中治療室管理料 2、特定集中治療室管理料 3 又は特定集中治療室管理料 4 のいずれか）を記入すること。
- 当該施設基準に係る項目については必ず記載すること。
- 救命救急入院料 2 又は救命救急入院料 4 の届出を行う場合においては、特定集中治療に係る部分について括弧書きで再掲すること。
- 装置・器具の配置場所は、当該治療室内に常時設置している場合は「治療室内」の□を、当該治療室内に常時設置していないが、病院内に設置している場合は「病院内」の□に「チェック」を記入すること。なお、当該装置・器具を治療室内に設置している場合は、治療室内に設置している台数・名称等のみを記載すればよく、病院内に設置している場合は、当該治療室で使用することが想定される装置・器具の台数・名称等のみを記載すればよい。
- 救命救急センター又は当該治療室に勤務する従事者並びに当該病院に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師及びエックス線技師について、様式 20 を添付するとともに届出前 1 か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。また、特定集中治療室管理料 1 又は 2 の届出を行う場合は、臨床工学技士の勤務計画表（勤務実績）により臨床工学技士の配置状況が分かる書類を添付すること。
なお、広範囲熱傷特定集中治療又は小児加算の届出を行う場合は、様式 20 の備考欄へそれぞれ「熱傷」又は「小児科医」、特定集中治療室管理料 1 又は 2 の届出を行う場合は、様式 20 の備考欄へ「5 年」と記載すること。
- 特定集中治療室 1 又は 2 の届出を行う場合は、集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した看護師について記載すること。勤務時間は、1 週間当たりの当該特定集中治療室における勤務時間数を記載するとともに、当該看護師の勤務状況が分かる書類を添付すること。経験年数の欄に、集中治療を必要とする患者の看護に従事した経験年数を記入すること。また、適切な研修を修了していることが確認できる文書を添付すること。
- 当該届出に係る治療室又は救命救急センターの平面図（面積等がわかるもの。）を添付すること。

保険医療機関の所在地 _____

保険医療機関の名称 _____

保険医療機関コード _____

連絡先 (担当者氏名) _____

(電話番号) _____

運用開始年月日： 年 月 日

報告年月日： 年 月 日

様式 44

報告

ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準に係る届出書添付書類

ハイケアユニット入院医療管理料	1 , 2
専任の常勤医師名	
一般病棟の平均在院日数 (≤ 19 日であること)	日 (算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
当該治療室の病床数	床
当該治療室の入室患者の状況	入室患者延べ数の算出期間 (1 か月) 年 月
① 入室患者延べ数	名
② ①のうち重症度、医療・看護 必要度の基準を満たす患者の 延べ数	名
重症度、医療・看護必要度の基準 を満たす患者の割合 ②/①	%
当該治療室の看護師数	名
当該治療室の勤務体制	日勤 名 準夜勤 名 深夜勤 名
当該治療室に常設されている装置・器具の名称・台数等	
救急蘇生装置	
除細動器	
心電計	
呼吸循環監視装置	
重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況	
実施日	年 月 日
診療録管理体制加算の届出	有 ・ 無

[記載上の注意]

- 1 届出に係る治療室ごとに記入すること。
- 2 入室患者延べ数とは、直近1か月において、届出を行う治療室に入室した患者の延べ数をいう。退室した日及び短期滞在手術等基本料を算定する患者については入室患者延べ数に含めない。
- 3 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙18の「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」を用いて評価を行い、「モニタリング及び処置等（A項目）」に係る得点が「3点以上」、かつ「患者の状況等（B項目）」に係る得点が「4点以上」である患者をいう。
- 4 当該届出に係る治療室に勤務する従事者について、様式20を添付すること。なお、届出前1か月の各治療室の勤務実績表及び日々の入院患者数等により、看護師の配置状況が分かる書類を添付すること。

保険医療機関の所在地

保険医療機関の名称

保険医療機関コード

連絡先（担当者氏名）

（電話番号）

運用開始年月日： 年 月 日

報告年月日： 年 月 日

令和2年4月17日

都道府県医師会
広報担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守国斗
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症関連動画
「医療従事者への風評被害支援」の配信について

今般、新型コロナウイルス感染症に関して医療従事者への風評被害が起こっていることを踏まえ、国民へのメッセージ動画（1分46秒）を制作し、記者会見で公表するとともに日本医師会ホームページに掲載いたしました。

また、医療機関の待合室等でもご活用いただけるよう、メンバーズルーム内にダウンロード用データにつきましても掲載いたしましたので、併せてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご活用いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会及び会員等への周知方、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆日医ホームページ「新型コロナウイルス感染症の正しい理解のために
【国民の皆様へ日本医師会からのメッセージ】」

www.med.or.jp/people/info/people_info/009162.html

◆メンバーズルーム（ダウンロード用）

<http://www.med.or.jp/japanese/members/info/dlcorona.html>

(地58)

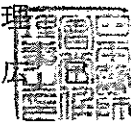
令和2年4月21日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

石川 広



感染防護具の脱着手順に関する動画の公開について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では日本環境感染学会との企画により、岩手医科大学附属病院感染制御部の協力を得て、PPE（个人防护衣：Personal Protective Equipment）の着脱手順に関する動画を作成し、日本医師会のホームページに掲載いたしましたのでお知らせいたします。

なお、PPEの装備品の種類はチーム毎によって異なりますので、ご使用になる装備品の種類をご確認下さいますようお願いいたします。また、「ガウンの脱着手順」はキャップ無し状態で脱着しています（※日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第2版 ver2.1」参照）が、実際場面ではキャップを付けることをお勧めいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者の方々への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本動画をダウンロードして医師会活動としてご活用する場合には、下記のURLよりダウンロードをお願いいたします。ご使用する際は出典を明記するようお願いいたします。

記

- ◆本会ホームページ内「感染防護具着脱等関連リンク」に掲載

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

感染防護具 ガウン着脱手順
感染防護具 タイベック着脱手順
感染防護具 HALO着脱手順

- ◆動画ダウンロード先（ファイル形式：mp4）

都道府県医師会メーリングリスト（prefmed@po.med.or.jp）より、別途URLをお知らせいたします。